

『教育資金贈与非課税Q&A 5項目17問掲載—国税庁』

国税庁は、このほど創設された「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について、Q&Aを取りまとめ公表した。34ページに亘り、以下5つの項目で計17問を掲載したほか、参考資料として教育資金非課税申告書等の様式も加えている。

【1 制度全体に関するQ&A】

特例の概要、教育資金管理契約締結までの流れ、「教育資金」の内容

【2 教育資金管理契約に係る口座の開設時に関するQ&A】

特例を受けるための手続、特例の対象となる非課税の限度額とその判定方法、追加教育資金非課税申告の概要と手続、教育資金非課税申告書の二重提出の可否、等

【3 教育資金管理契約に係る口座からの払出し及び教育資金の支払時に関するQ&A】

領収書等の提出時期

【4 教育資金管理契約の終了時に係るQ&A】

契約終了の事由と手続、「非課税拋出額」「教育資金支出額」の概要

【5 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ&A】

取扱金融機関等と税務署の間で行われる調書提出もしくは通知の概要

イメージ図等も交えながら分かり易く解説しているので、執務の参考とされたい。



【概 要】

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等での有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約終了日の属する年に贈与があったこととされます。